

お知らせ（事業の施行について）

都市計画法第62条第1項の規定により、令和6年7月9日付で鈴鹿都市計画道路事業3・1・28号北勢バイパス、鈴鹿都市計画道路事業3・1・1号中勢バイパスについて、都市計画事業の承認の告示がなされたので、都市計画法第66条の規定に基づき、次のとおりお知らせいたします。

なお、事業地の一部について、都市計画法第69条の規定により適用される土地収用法第31条の規定により、都市計画事業の承認後の収用の手続が保留されるので、あわせてお知らせします。

- 都市計画事業の種類及び名称
 - ①鈴鹿都市計画道路事業3・1・28号 北勢バイパス
 - ②鈴鹿都市計画道路事業3・1・1号 中勢バイパス
- 施行者の名称 国土交通大臣
- 事務所の所在地 三重県津市広明町297
（中部地方整備局三重河川国道事務所）
- 事業地の所在
 - ①鈴鹿都市計画道路事業3・1・28号 北勢バイパス
ア 収用の部分
三重県鈴鹿市野辺町字新田、字上ノ長及び字里、竹野町字印田及び字北浦、竹野一丁目、三日市一丁目、二丁目及び三丁目、三日市町字狭間、字赤土田、字南浦、字奥前田、字泥、字二ツ町、字上り途、字中ノ池及び字土場、三日市南三丁目、地子町字金生水、字赤土及び字金生水赤土、道伯町字上り途、安塚町字野瀬、末広町字野瀬、末広北三丁目、末広西、末広南二丁目及び三丁目、野町字西山並びに稻生町字池之下地内
イ 使用の部分
三重県鈴鹿市野辺町字里、竹野町字北浦、三日市一丁目並びに三日市町字南浦及び字泥地内
 - ②鈴鹿都市計画道路事業3・1・1号 中勢バイパス
ア 収用の部分
三重県鈴鹿市稲生町字池之下、字浄土池、字長尾及び字野田並びに鈴鹿ハイツ地内
イ 使用の部分 なし
- 収用の手続が保留される事業地
 - ①鈴鹿都市計画道路事業3・1・28号 北勢バイパス
ア 収用の部分
三重県鈴鹿市野辺町字新田、字上ノ長及び字里、竹野町字印田及び字北浦、竹野一丁目、三日市一丁目、二丁目及び三丁目、三日市町字狭間、字赤土田、字南浦、字奥前田、字泥、字二ツ町、字上り途、字中ノ池及び字土場、三日市南三丁目、地子町字金生水、字赤土及び字金生水赤土、道伯町字上り途、安塚町字野瀬、末広町字野瀬、末広北三丁目、末広西、末広南二丁目及び三丁目並びに野町字西山地内
イ 使用の部分
三重県鈴鹿市野辺町字里、竹野町字北浦、三日市一丁目並びに三日市町字南浦及び字泥地内
 - ②鈴鹿都市計画道路事業3・1・1号中勢バイパス
ア 収用の部分 なし
イ 使用の部分 なし

都市計画法第65条により、令和6年7月9日以後は事業地内の土地建物等について、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、鈴鹿市長の許可が必要になります。

都市計画法第67条により、令和6年8月20日以後に土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を三重河川国道事務所長に届け出なければなりません。届出から30日以内に三重河川国道事務所長が届出に係る土地建物等を買取るべき旨を通知したときは、予定金額で売買が成立したものとみなされます。

都市計画法第68条により、収用の手続きが保留されている土地の所有者は、三重河川国道事務所長に対しその土地を時価で買い取るよう請求ができます。買い取る土地の価額は所有者と三重河川国道事務所長とが協議して定めることとされています。なお、土地に他人の権利や物件等が存する土地は請求することができませんので留意してください。

なお、この事業に関する関係図面は、鈴鹿市役所都市整備部都市計画課で縦覧ができます。

その他ご不明な点や詳細については、下記連絡先へおたずねください。また、用地補償等に関する詳しい内容は、「都市計画法に基づく事業承認が行われたことに伴うお知らせ」に記載されていますので、必要な方は国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所用地第二課、鈴鹿市役所土木部土木総務課においてくだされば配布いたします。

お知らせ（用地補償について）

都市計画法第62条第1項の規定により、令和6年7月9日付で鈴鹿都市計画道路事業3・1・28号北勢バイパス、鈴鹿都市計画道路事業3・1・1号中勢バイパスについて、都市計画事業の承認の告示がなされたので、土地所有者及び関係人の皆様に、都市計画法第70条の規定に基づいて適用される土地収用法第28条の2の規定により、次の事項についてお知らせいたします。

- 事業承認の告示があった土地
左記4、5のとおり

（注）この土地を表示する図面は、鈴鹿市役所都市整備部都市計画課でご覧ください。
- 土地価格の固定について
前記1の土地については、事業承認の告示があった日（都市計画法第71条第1項に規定する事業の認定の告示があったとみなされる日）をもって土地価格が固定されることになります。
- 関係人の範囲の制限について
事業承認の告示があった日（都市計画法第71条第1項に規定する事業の認定の告示があったとみなされる日）以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人に含まれません。
- 裁決手続開始の登記について
土地及びその土地に関する所有権以外の権利について、裁決手続開始の登記がなされると、権利者が決まります。そのため、この登記後に権利を承継等した方は、相続等の場合を除き、権利者に含まれません。
- 損失補償の制限について
事業承認の告示があった日（都市計画法第71条第1項に規定する事業の認定の告示があったとみなされる日）以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ三重県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。
- 裁決申請の請求について
裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対して請求することができます。
- 補償金の支払請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。
- 明渡裁決の申立てについて
明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接三重県収用委員会あてに申立てをすることができます。
- お知らせの配布について
用地補償等に関する詳しい内容は、「都市計画法に基づく事業承認が行われたことに伴うお知らせ」に記載されていますので必要な方は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所用地第二課、鈴鹿市役所土木部土木総務課においてくだされば配布いたします。

その他不明な点については、下記連絡先におたずねください。

連絡先	国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
所在地	三重県津市広明町297
事業の施行に関すること	計 画 課 電話 059-229-2220
用地補償に関すること	用地第二課 電話 059-229-2214